

部落解放教育における 今日的課題としての進路保障

井上 寿美
笹倉千佳弘

はじめに

被差別部落出身の子どもたちの進路状況は、彼らがいまなお厳しい生き方を強いられていることを示している。解放奨学金制度や地域における学習活動、同和教育の推進などによって、高校進学率は92.2%と高まってきているものの、全国平均との間にはなお4.3ポイントの開きがある(1996年度文部省調べ)。しかも、この較差が固定化してきている。高校に進学しても、3.9%の被差別部落出身生徒が中途退学を余儀なくされている。これは、全国平均2.1%の約2倍という高さである(1995年度文部省調べ)。

高校卒業後の進路選択に際しては、子どもたちの多くはさらに困難を強いられている。大学・短大に進学する者は26.5%にすぎない(1996年度文部省調べ、全国平均は39.0パーセント)。[小西, 1998: 8]

高校進学率や高校中退率における「被差別部落出身の子どもたち」と「全国平均」との差、さらに大学・短大への進学率の差に、「被差別部落出身の子どもたち」が「強いられている」、「厳しい生き方」が表れていると述べられている。部落解放教育をめぐって上記のような議論がおこなわれるのは珍しいことではない。

筆者らは当初、「被差別部落出身の子どもたち」の高校進学率の平均と「全国平均」における4.3ポイントの差が、進路保障の重要な課題として議論されていることにたいして、問題提起をおこなう論稿を執筆しようと考えていた。なぜなら、高校進学率における数ポイントの差が重要課題として扱われることにより、進路保障というものが、その差を克服するための、つまり、高校進学のための受験の学力保障に矮小化された議論がおこなわれることに危機感を覚えていたからである。

そこでいま一度、進路保障の「原点」を確かめるため、進路保障の取り組みが始まったころの資料を検討した。ところがそこからは、筆者らが予想していたものとは異なる様相がみえてきたのである。進路保障の議論で問題にしなければならないのは、進路保障の考え方そのものに、受験の学力保障へとつながる素地があったことではないか。このように考えるに至ったとき、自らが選らんだテーマの大きさにたじろいだのである。

ところで現在、教育学研究において、「戦後日本の教育問題や教育に関する議論は、社会階層と教育機会や教育達成の問題を一貫して看過してきた」[伊藤, 2007: 101] という理解がある。部落解放教育が、「社会階層と教育機会や教育達成の問題」に「一貫して」対峙してきたにもかかわらず、このような誤解が生じているのは、部落解放教育が教育学研究において適切に位置づけられていないからである。このような状況に楔を打ち込むためには、部落解放教育の歴史的総括が必要かつ喫緊の課題であると考えられる。

以下で展開する論考は、いまだ十分に熟しているものとは言えない。しかし、部落解放教育の歴史的総括につながることを期待して、「同和教育の総和」と言われる進路保障の問題を取りあげることにした。Ⅰでは、進路保障が登場した理由を進路指導と比較する形で述べる。Ⅱでは、進路保障をめぐる実践者による議論と研究者による議論を紹介する。Ⅲでは、ⅠとⅡをふまえて進路保障の議論をめぐる問題点を指摘する。最後にⅣでは、その問題点を克服するための資料の提示と若干の考察をおこなう。

Ⅰ. 進路保障はどのように登場したのか

「全同教三十年史」編集委員会(1983: 80)によれば、部落の子どもたちの進路をめぐる議論する分科会名は、1963年の第15回広島大会では「進路指導」であったが、分科会テーマは「進路指導・保障をどのように進めているのか」となり、「進路指導・保障」という表現が初めて使われた。その後、数年間は「進路指導・保障」という分科会名が続き、1968年の第20回三重大会から分科会名は「進路保障」で定着をみた。

ではなぜ、部落解放教育は進路保障という独自の言葉を創出したのであろうか。おそらく、部落解放教育における子どもたちの進路をめぐる取り組みは、進路指導という言葉では語りつくせなかったからに違いない。以下では、進路指導と進路保障の違いをみていくことにより、進路保障が登場したゆえんを明らかにする。

1. 進路指導

旧文部省は進路指導を次のように定義していた。

進路指導とは、「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通して、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に指導援助する過程」を言うものである。[文部省, 1961: 1]

そもそも進路指導という言葉が学校教育に導入されたのは、1958年版の学習指導要領においてであった。第3章の「第2節 特別教育活動」の「目標」の3番目に「心身の健康の助長を図るとともに、将来の進路を選択する能力を養う」とあり、「内容」の「C 学級活動」の中心的な活動として進路指導があげられている。少

し長いが引用しておこう。

C 学級活動

学級活動においては、学級としての諸問題の話し合いと処理、レクリエーション、心身の健康の保持、将来の進路の選択などに関する活動を行う。

なお、特に将来の進路の選択に関する活動においては、次の事項についての指導（進路指導）を行なうことが必要である。

(1) 自己の個性や家庭環境などについての理解

自己分析をしたり、諸検査の結果を検討したりして、各自の個性や家庭環境を理解するとともに、それらと学習や進路との関連、学習や進路の計画・相談の必要、進路選択の一般的めやすなどについて理解すること。

(2) 職業・上級学校などについての理解

職業については、産業との関連を考慮して、仕事の内容、社会的な役割、資格その他の諸条件、就職の機会などの概要について理解するとともに、上級学校や学校以外の教育施設などについては、将来の職業との関連を中心にして、それらの内容を理解すること。

(3) 就職（家事・家業従事を含む）や進学についての知識

求人申込の状況、事業所の要求、事業所の選び方、進学先の特色と選び方、採用試験、卒業者の進路状況などについて知ること。

(4) 将来の生活における適応についての理解

職業生活と学校生活との相違、将来の生活への適応のしかたなどについて理解すること。〔文部省、1958：275—276〕

さらに同学習指導要領では、「指導計画作成および指導上の留意事項」の中で、進路指導の実施時間数や具体的な指導方法について丁寧な説明が加えられている。進路指導に直接関連するところのみを引用しておく。

- 4 学級活動は、毎学年35単位時間以上実施するものとし、このうち進路指導については、毎学年計画的に実施し、卒業までの実施時数は40単位時間を下ってはならない。
- 8 学級活動の指導は、学級担任の教師が担当することを原則とするが、進路指導等の場合には、その内容に応じて適当な他の教師の協力を受けることが望ましい。
- 9 特に学級活動における進路指導においては、一方的な知識の注入に陥らないように留意し、生徒の自主的な活動を促すとともに、できるだけ具体的な事例に即して指導を行うなど、効果的な方法をくふうする必要がある。
 なお、個々の生徒に対する進路指導を徹底するためには、適当な機会をとらえて、面接相談などによる指導を行うことが望ましい。〔文部省、1958：276—277〕

以上みてきたことをまとめると、次のようになるだろう。進路指導は、子どもが「自己の個性や家庭環境など」と「職業・上級学校など」について「理解」するように教師が指導することから始まる。子どもがこれらのことを理解しなければならないのは、その目的が「将来の生活における適応」であるからだ。進路指導の指導形態は、「生徒の自主的な活動を促す」ように、あるいはまた「面接相談など」によっておこなわれることが望ましいとされている。自分のおかれている状況は、社会的な要因によって規定されるという側面があるにもかかわらず、そのすべてを、自らが主体的に決定した結果であると子どもに実感されるように企図されているからかもしれない。

2. 進路保障

I-1でみてきたような旧文部省主導の進路指導を、部落解放教育の側はどのようにとらえてきたのであろうか。進路指導を、「進学や就職その他の進路選択に際してどのような問題があるかを明らかにしながら、その本人の意欲や能力を高めるとともに、より適切な進路選択と、それに向けて学校で行なわれる広い意味での指導や援助のこと」[部落解放・人権研究所, 2001: 550]と定義したうえで、次のように批判している。

進路指導の内容は、その時期の経済状況や入学試験制度などの動向に大きな影響を受けるものであって、冒頭の定義とかけ離れた矛盾に満ちたものになってしまう。進学を例にとると、進学先の選択にあたってはテストの点数や偏差値が決定的な意味をもつことになり、当人の意欲や能力を将来的に高めていくどころか、逆に意欲をそぎ、人格を深く傷つけてしまうこともある。これを差別と選別の進路指導といい、輪切りの進路指導として批判されている。中卒者の就職は少なくなっているが、かつて〈金の卵〉にたとえられた時代とは違い、学歴構成の全体的なアップや技術革新などもあって、その選択の幅は広くない。[部落解放・人権研究所, 2001: 550]

「生徒の進学や就職、あるいはその他の進路を紹介・あっせんすれば事足れり」とする進路指導を批判的に乗り越えようとした部落解放教育は、「〈差別の現実深く学ぶ〉という同和教育の原則を踏まえつつ、一人ひとりの生徒の未来の生活をどう保障していくかという教育と運動の総体としての取り組み」を表す言葉を必要としたのである。そしてそれは、「同和教育の総和」と言われる進路保障という言葉であった。[部落解放・人権研究所, 2001: 551]。

「進路保障の原則」は次の3点である。1点目は、「本人や家庭の進路希望を踏まえて、その実現に必要な諸条件を十全に整えることである」。2点目は、「差別の現実をしっかりと見据えることである」。3点目は、「関係する諸学校や企業との連絡協議、進路保障協議会などによる恒常的かつ組織的な取り組みの態勢をつねに整えておくことである」。[部落解放・人権研究所, 2001: 552]

以上みてきたことをまとめると、次のようになるだろう。進路保障は、教師が子どものおかれている「差別の現実をしっかりと見据える」ことから始まる。なぜなら進路保障の目的は、教師が子どもを、自らのおかれている状況に「適応」させることではなく、子どもたち一人ひとりの「進路を切り開き保障していく」ことであるからだ。その実現のためには、必要な「諸条件を十全に整えること」や、「関係する諸学校や企業との連絡協議、進路保障協議会などによる恒常的かつ組織的な取り組みの態勢をつねに整えておくこと」が求められている。進路保障は、子どもの「未来の生活」の「保障」をめざしているのである。〔部落解放・人権研究所、2001：552〕。

Ⅱ. 進路保障はどのように語られてきたのか

近年、進路保障をめぐる議論では、「被差別部落出身の子どもたち」の高校進学率の平均と「全国平均」の数ポイント差が、重要な課題として取りあげられる傾向にある。以下では、進路保障において進学率の差が重視されるに至るようになるまでの実践者による議論と、進学率の差を重視する研究者による議論を紹介する。実践者による議論は、雑誌『部落解放』において進路保障をテーマとする特集号を資料に用いる。研究者による議論は、部落解放教育における進学率に関する代表的な論者のひとりである鍋島祥郎¹⁾の議論を取りあげる。

1. 実践者による議論

ここでは、雑誌『部落解放』における進路保障をテーマとする特集号の議論をみていく。1968年に創刊された本誌は、「部落差別の現実と完全解放への当面する諸問題——運動、教育、行政、文化、研究等を内容とする。部落解放を自らのものとしてとりくむための必読の月刊誌」(解放出版社)として位置づけられている。特集のタイトルは以下のとおりである。

- 1973年5月号(第41号) 「就職差別反対闘争と進路保障運動」
- 1983年10月号(第203号) 「進路保障を問いなおす」
- 1988年5月号(第278号) 「進路保障をめぐって」
- 1998年4月号(第436号) 「進路保障を考える」

1970年代に1回、80年代に2回、90年代に1回の特集が組まれている。80年代に特集が2回組まれたのは、1986年に地域改善対策協議会による「今後における地域改善対策について(意見具申)」(＝以下では「地対協意見具申」とする)が出されたことによる影響と言えるであろう。なぜなら「地対協意見具申」では、「同和地区と一般地区との格差は、平均的にみれば相当程度は正されたといえる」と指摘されたので、進路保障において著しい格差が残っていることを示さなければならなかったからである。なお、2000年代は、現時点(2009年11月)まで、進路保障の特

集は一度も組まれていない。

各特集号における議論の変遷をみていくために、ここでは、「特集にあたって」(73年)と全国同和教育研究協議会を代表する者による特集の巻頭論文(83年・88年・98年)を取りあげる。「特集にあたって」と巻頭論文が混在しているのは、73年には巻頭論文に該当するものがなく、それに相当するものが「特集にあたって」であるからだ。以下ではそれぞれの特集号ごとに執筆者の議論を紹介する。

【1973年5月号(第41号)】

部落差別の本質は「市民的権利と自由の侵害」である。「市民的権利と自由のうち『職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことがとくに重大』」であり、「就職の機会均等の完全な保障を要求するたたかい」が強く求められている。「住宅闘争、教育闘争など」もすべて「部落差別の本質を解決するたたかい、すなわち部落民に就職の機会均等を行政的に完全に保障させること」として位置づけられなければならない。すべての要求闘争は「密接不離な有機的関係」を有しているのである。それは、「部落民に教育の機会均等の権利が完全に保障されることが前提条件となり、また教育環境の圧迫をとりのぞくために住宅改良が必要であり、その他地域の環境改善が要求される」というような関係である。

部落解放運動は、「とりわけ部落の子どもたちの進路を保障する基礎である学力をどう保障していくのかにかかわって、学校の施設・設備の改善、30人学級の実現、教師の特別加配及び特別手当、複数担任制や促進学級・補充学級」、また「部落解放奨学金制度」創設などの諸条件をかちとってきた。しかしながら、「部落の子どもたちの低学力は教育の質を問うものとして依然として克服され」ていない。このような「部落解放運動の成果と、それに対応し、克服しきれていない差別の現実の中から教訓を学びとり」、進路保障の今日的意義と実践課題を追求する。

「部落出身青年の高等教育(大学)保障のための就学前・小学校・中学校・高校における学力保障を基礎とした就職保障のたたかいは、部落の圧迫された社会的立場をたかめることであり、部落の完全解放のための本質的な意義をもっていることを第一義とする」。「資本の論理と部落解放運動の思想とは、その本質において敵対関係にあるが、今日、就職差別を労働組合が企業の内部から告発していない状況」である。したがって、「より高度な科学的世界観にうらうちされた部落解放運動の青年活動家が、労働組合運動に参加することにより、労働組合における部落解放運動をより強固なものにし、そのことを通して、企業の差別的体質を内部からなくしていくことを促進する」という「視点に立った部落解放運動における進路保障は特に重要である」。

【1983年10月号(第203号)】

同和教育の発展にともなって、「被差別の側に立って子どもたちの進路をとらえる視点、権利の問題として子どもたちの進路をとらえる視点が確立していった」と「同時に、教師の目と立つ位置がかわっていった」。このように、進路保障という言

葉は一定の広がりを見たが、「同和教育と離れたところでは、『進路指導』であり、『進路保障』は公教育のなかに、その概念を確立しきるところまでいたっていない。

また進路保障を進める側に、「『進路保障』は同和教育の『総和』」ということが、卒業者が「『卒業』という段階にあたることから、一つの仕上げ、決算とでもいうような意味あいでもって、『総和』としてとらえられているような面」があるのではないか。「『進路保障』は同和教育の『総和』」であるというのは、進路保障の取り組みが、「同和教育の目的や内容、教育条件整備や要求運動の展開」をも「包含」しているがゆえに「総和」であるのだ。そして、「『進路保障』の基盤として、就学前教育や『健康』『学力保障』のとりくみが位置づいている」のである。

【1988年5月号(第278号)】

「部落解放運動・同和教育運動にとって、『教育の機会均等の保障』と『就職の機会均等の保障』の要求は核心的な課題である」。これらの課題にたいし、「さまざまな方面にわたって取り組まれた成果をみながらも、なお残された問題にこそ、まさに核心的課題がある」。

それは、「たとえばここ10数年来、なお7割の較差のまま推移する高校進学率の現実」である。「地対協意見具申」では、同和地区住民の差別解消に「次第に近づいた」とか、同和地区と一般地区の格差が「相当程度は正された」と認識されているが、このような「認識ではとらえられない、部落解放の核心的課題」にたいする「ゆるみ」がないか再確認しなければならない。

「単なる身元調査ならば興信所を使うことも差しつかえない」という法務省の見解や、「地対協」の「部会報告書」による「差別選考容認論」が相次いで出されている。このような状況において、就職試験を受けた生徒たちにたいし、「受験報告の取り組み」や「問題選考(差別性)をチェックし、改善要求」の「取り組みを行う府県は、まだまだ少数である」。また今後は、「大学・短大につづく『第三の高等教育機関』になったといわれる」専修学校において、就職差別を許さない具体的な取り組みが期待される。

【1998年4月号(第436号)】

「被差別部落出身の子どもたちの進路状況は、彼らがいまなお厳しい生き方を強いられていることを示している」。具体的には、全国平均の高校進学率と被差別部落出身の子どもたちの高校進学率との間に「4.3ポイントの開きがある」こと、「しかも、その較差が固定化してきている」こと、高校生の中途退学率が全国平均の「約2倍という高さである」こと、「大学・短大に進学する者は26.5%にすぎない」こと、「就職を希望する場合も」、「被差別部落出身生徒の多くは、内定の時期が遅れがちで、内定した事業所も勤務労働条件が厳しい職場であったり、経営の不安定な企業である場合が多い」ことである。

「子どもたちの進路に対する希望とその選択、実現を規定するものとしては、(中略)さまざまな要因が考えられる」が、「何よりも、学力の実態と、これに深く関連

するものと思われる、自己を肯定的にとらえ、将来への夢を描き、意欲的に行動する力が培われているかどうか、進路選択とその実現を大きく左右していると考えられる」。そして、『「地区」の子どもたちの『低学力』傾向とセルフイメージ(自己認識)との間に密接な関連』があるので、「セルフイメージにかかわる課題」を克服しなければならない。

「進路実現、進路保障のために」「整えられなければならない」条件は、「自己実現と社会参加を果たすために必要な力」、「選択の自由」、「仕事内容、事業所に関する正確な情報へのアクセス」、「公正・公平な選考のための制度システムの確立と社会意識の形成」である。「社会の転換期にあって戦後確立されてきた雇用と就労の形態、仕事内容が大きく変わろうとしている」ので、「みずから課題を見つけ、課題解決のための方途を模索しつつ実践する意欲と力の獲得」が必要である。また同時に、「仕事や事業所に関するもっと詳細な情報を求職する側の生徒に提供できるようなシステムの改善」も必要である。

「公正・公平な選考のための制度システムの確立と社会意識の形成」とは、「統一応募用紙を軸とした一連のとりくみ」であり、たとえば、「みんなで公正・公平な選考を確立するための、学校における学習と『言わない・書かない』(不適正な質問には答えない、社用紙には書かない)とりくみ」や「社会教育のとりくみとしての身元調査お断り運動」があげられる。

2. 研究者による議論

ここでは、部落解放教育における進学率に関する代表的な論者のひとりである鍋島祥郎の議論を紹介する。鍋島は、「部落民」²⁾の教育達成の動向について次のように述べている。

- ① 進学率に代表される教育達成水準は、高校増設等の教育機会構造の変化によって、1975年頃まではかなり底上げされたが、75年以降は停滞している。
- ② 大学進学機会の構造が高校と比べてあまり拡大されなかったため、大学進学率の格差は、戦後一貫して大きい。その結果、部落民の学歴構成上、高等教育進学者の割合が少なく、これが今日の部落民の低い社会的・経済的地位を再生産する主要な要因となっている。
- ③ 学力の相対的な格差は戦後一貫して変化していない。
- ④ 子どもや親の教育達成への意欲は一般と比べて低い。
- ⑤ 従って部落民の教育達成水準は教育機会の構造に左右されてきたが、教育達成意欲や学力などの主体の側の変化を伴うものではなかった。[鍋島, 1993: 40]

①は部落民の高校進学率の動向、②は大学進学率の動向と、そのことと「部落民の低い社会的・経済的地位」が再生産されていることの関連、③・④・⑤はそのような「教育達成水準」とどまっている理由について述べられている。「部落民の

低い社会的・経済的地位を再生産する主要な要因」は、部落民の「学力」や「教育達成水準への意欲」が「一般と比べて」低いので、「部落民の学歴構成上、高等教育進学者」、すなわち大学進学者の割合が少ないことにあと議論されている。

また鍋島は、部落の子どもたちの教育達成について次のように提言している。

部落の子どもたちの教育達成水準の実態は、それぞれの地区の、ひいては部落民という集団のあり方にとって、現状ではあまり有利なものだとは筆者(＝鍋島：筆者注)は思わない。部落の子どもたちの学力を高め、個々の子どもたちがより安定した進路が確保できるようにすると同時に、進路選択の幅を広げることが重要なことではないかと思う。[鍋島, 1997: 59]

「部落民という集団のあり方にとって」、「部落の子どもたちの教育水準の実態」は、「あまり有利なもの」ではない。したがって「部落の子どもたち」が、「学力を高め」て「より安定した進路が確保できる」ようになり、「進路選択の幅を広げること」が重要であると述べられている。

上記2つの引用から、鍋島の議論では、部落民という集団が社会的・経済的地位を向上させるためには、その学歴構成上、「より安定した進路が確保でき」、「進路選択の幅を広げる」ことが可能となるような高い学力を有する者、すなわち大学進学者の割合が増えることの必要性が主張されていると理解することができる。

Ⅲ. 進路保障をどのように考えるのか

1970年代から80年代前半にかけての、実践者による議論からみえてきたのは次のことである。

「進路保障は同和教育の総和」とであると言われる理由は、就職の機会均等の完全保障が、部落問題解決に向けての最重要課題であるという、部落解放運動の本質と切り離せないことからきている。部落解放運動のあらゆる要求闘争が、就職の機会均等の完全保障に寄与するものとして組織されており、教育条件の改善を求める教育闘争もまたそれに寄与する。教育の機会均等の保障は、就職の機会均等が保障されるための前提条件である。したがって、住宅闘争などの日常要求の闘いは、教育の機会均等の完全保障に寄与するものとして位置づく。このように、さまざまな要求闘争は、互いに「密接不離な有機的關係」を織りなすものである。

上記のような議論がおこなわれていた頃、学校現場では、学力保障は進路保障の基礎として位置づけられており、両者は密接不離な関係にあった。しかしながら両者の関係は、統一応募書類の使用などによる就職差別の減少、高校奨学金制度の整備などをきっかけとする、部落における教育要求の高まりなどに影響され、時間の経過とともに変化していくこととなった。

進路保障をめぐる議論に大きな影響を与えたものとしては、先にもふれた1986年の「地对協意見具申」をあげることができる。進路保障における学力保障の議論

は、1980年代半ばに大きく舵を切っている。それまでの学力保障は、就職の機会均等の保障を実現するという目的を達成するための基礎であった。ところが1980年代半ば以降、学力保障は、高校や大学の進学率の格差をなくすことを目的とするようになった。つまり、学力保障は進路保障の基礎であるというよりも、学力保障それ自体が目指すべき目的となっていたのである。

進路保障は、その出発時点から「高等教育(大学)保障のための就学前・小学校・中学校・高校における学力保障」[不明, 1997: 11]、つまり高学歴を志向していた。しかしながら、「資本の論理と部落解放運動の思想とは、その本質において敵対関係」[不明, 1997: 11]となり、進路保障の実現は、矛盾を抱え込まざるを得なかった。したがって、進路保障の基礎である学力保障も、この矛盾を抱え込まざるを得ず、高学歴を獲得した後の生き方が問われていたのである。

進路保障と学力保障が密接不離な関係であった頃は、「より高度な科学的世界観にうらうちされた部落解放運動の青年活動家が、労働組合運動に参加することにより、労働組合における部落解放運動をより強固なものにし、そのことを通して、企業の差別的体質を内部からなくしていくことを促進する」[不明, 1997: 11]ように期待されていた。「高等教育(大学)保障」された人は、高学歴を獲得しない人が差別や抑圧の対象にされないような社会の実現に尽力することを期待されていたのである。このようにみていくと、高学歴を志向すること自体に問題があったわけではない。

ところが、学力保障が進路保障と切り離されるようになると、学力保障がこれまで抱え込まざるを得なかった、上記のような矛盾はもはや矛盾ではなくなってしまうのである。学力保障は高校や大学に進学するためだけのものとなり、学力保障に期待されていた差別や抑圧のない社会の実現という願いは弱くなっていった。高学歴への志向のみが顕在化し強化されるようになると、「高等教育(大学)保障」された人たちの部落解放を担うという意識は希薄になり、自分と自分に直接、関わりのある閉じられた世界に安住するようになった。このような状況は、「部落の完全解放のために本質的な意義」を有するものとして出発した、進路保障と齟齬を生じさせてしまったのである。

また研究者の議論からみてきたことは、部落民という集団が社会的・経済的地位を向上させるためには、高い学力を有する者、すなわち大学進学者の割合が増えることが必要であるということだ。確かに、「学歴構成上、高等教育進学者の割合」が増えれば、「部落民の低い社会的・経済的地位」は解消されるだろう。そのことに問題があるわけではない。

しかしながら、分業化のすすんだ今日の社会では、人びとの暮らしはさまざまな仕事によって支えられている。労働それ自体の価値に優劣はつけられないが、「社会的・経済的地位」の高い仕事もあれば、「社会的・経済的地位」の低い仕事もある。このような現状を考慮に入れると、部落の子どもたちが、以前より多く「社会的・経済的地位」の高い仕事に就くということは、部落外の子どもたちが、以前より多く「社会的・経済的地位」の低い仕事を担わざるを得なくなるということである。

進路保障は、以上のような葛藤状況をどのように理解するのか。さらに、そのような葛藤状況を梃子にして、進路保障は自らの立ち位置をどこに定め、どこに向かおうとするのか。IVでは、これらについて考える手がかりとして、高校を中退して現在、環境局で働いている若者を事例として取りあげることとする。

IV. 進路が保障されるとはいかなることか

1. Aさんの生活史

部落解放教育に熱心に取り組んだ教師のもとで小学校時代を過ごした若者の語りを紹介する。進路保障は、彼の生き方をどのように位置づけることができるのだろうか。

Aさんの語りを紹介するにあたり、基本情報を記したプロフィールと、聞き取り調査(2008年12月20日)における筆者らのAさんにたいする印象、およびAさんの筆者らにたいする印象が読み取れるエピソードを記すこととする。なお、以下の波線で囲んだところは聞き取り資料である。聞き取り資料における地名などの固有名詞はすべてランダムにアルファベット表記とした。()内の文言は、筆者らによる聞き取り資料の補足である。

[Aさんのプロフィール]

被差別部落出身。同和地区にある小学校を卒業。30歳代半ば。男性。既婚。高等学校を中退後、父親の仕事である左官屋を手伝っていた時期もあるが、現在、環境局に勤務している。組合活動にも熱心にかかわっている。

Aさんは、小・中学校時代、友だちから『Aちゃん、Aちゃん』って気い使いながら」喋りかけられていたらしい。ダウンジャケットの下に着ていた半袖TシャツからのぞいているAさんのたくましい腕は、そのような彼の小・中学校時代を十分に彷彿させるものであった。

Aさんは、録音機器のスイッチを入れる前に、筆者らに向かって「おたくら大学のセンセなんでしょ？ 賢いんですよ？」という言葉の口にした。また自分の子どもがあまり勉強ができないという話題になったとき、「みなさん(=筆者ら)賢いんですよ？ あほにはあほの(悩みが)、あるな？」と同席していた友人に向かって同意を求めていた。途中で何度も筆者らに、「何になるんですか？ (僕から話を)聞いて」とたずねた。

【ほんまに楽な仕事に就きたかった】

Aさんは、在校生の約半分が被差別部落の出身者である小学校で6年間を過ごした。高学年になり、部落解放教育に熱心に取り組む教師のクラスに在籍した彼は、部落問題をはじめとして人権問題について「勉強したことは残っとる」が、「そのことが勉強やから実体験にはなってない」と語っている。

彼は授業の内容は「何一つ覚えてない」し、「まあまあ僕はあほで、子どもやから何しよってもええわあみたいなんがあった」と言う。彼は、小学校時代だけでなく、自らの学校時代を振り返り、「勉強もしてけえへんかった」と語っている。そのことが、「僕、結構あほやった」とか「僕もあほでって言うのはわかってる」という言葉につながっているのだらう。

彼は高校へ進学するが、「一応3年、行ったんすけど、卒業はしてない」。「1年目はほとんど行ってない」ので、「もういっぺんちゃんと行ったんやけど、やっぱあかんかった」ので、「結局、高校(を)やめちゃ」うことになる。「なりたいたいもの(も)特になかったし、遊んどったらええわ(と)思っとった」彼は、高校中退後、家の仕事である左官屋の仕事に就く。しかし左官屋の仕事は、彼にとって「おもんない」ものだった。「体力的にもきつい」し、仕事場には「たいがい親と2人で رفتりとか、職人さんと رفتりとか」で、「若い子が1人もおれへん」から、「遊びながら仕事したり」できないので、「とにかくほんまに楽な仕事に就きたかった」という。それでも彼は、他に「やりたい仕事も特になかった」し、「親と一緒に住んどったし」、「仕事も雨降ったら休み」になるので、「とにかく雨、降れへんかなあ」と思いながら、「3～4年」は左官屋の仕事を続けた。その間、左官屋の「仕事まあまあ、あつたりなかつたり」という状況のなかで、「建築関係でいろんな、水道屋も何回か行った」経験がある。しかし、「ガキやったし、あほやったし、何不自由なく育ててきてもろた」彼は、「とにかく建築現場から逃げたかった」らしい。当時のことを振り返り、「ほんま甘かったと思いますわ」と語っている。

やがて、そのような彼に転機が訪れる。彼は、両親からの勧めでB市の公務員試験を受け、環境局に勤務することが決まった。彼の言葉を借りると、「なんせこの地域いうたら、環境局に入るのがエリートコース」であり、「(子どもを環境局に)入れたら安泰や」という状況があり、両親は試験があるたびに彼に「手当たりしだいに受け」るように仕向けた。彼の方は、「公務員がどんなにかもまったく何にも考えてなかった」し、建築関係の「現場から逃れられるんやったら」、「何でもええから受けえ」と受験したらしい。

秋、彼の元に合格通知が届くが、数ヵ月後、彼は阪神淡路大震災を経験する。「ほぼ全壊」した家から避難先に向かう彼の手には、「これは離されんなあ思って」合格通知だけが握られていた。

【堂々とできる職場にしたいなあ】

Aさんは、夢や希望を抱いて公務員として環境局で働き始めたわけではない。現在、彼は自分の仕事をどのようにとらえているのであろうか。

A : 今までそういう頭(=ゴミを分別するという考え)もなかったぐらいで……。最近徐々に変わってきよんですけど。ほんまになんで、こんな人の家のゴミとってね、鼻(を)つままれたりとか、せなあかんねんって言うんずっとあった。(そういう気もち)はみんな(=環境局でパッ

カー車に乗っている仲間)もっとうと思うんですけど。そういうのは、いま、結構エコとかあるんで、逆に言うたら追い風が吹いとうと思うんですよ。B市としても、それ(=エコ)は財政とはまた別なんで、どうこうできる話じゃないんですけど。

やっぱり仕事するんやったら、思うんは、ほんま、消防車乗っとう人も、パッカー車乗っとう人も、同じや思うんですよ。僕らおらへんなったら、民間の車が回ったらしまいや、言う話やねんけど、(現実としては)難しいなあ。

やっぱり子どもできて、また特に思うけど、やっぱ堂々と、「お父さん環境局ですよ」って(言えるようになって欲しい)。やっぱり、いままで言われへんような(状況が)、歴史的に(あったけど)ね。仕事、ほんまに隠しとう人もおるぐらいやったから。そんなんは絶対、嫌やから、胸張って(言えるようになって欲しい)。いまでも十分、胸張ってできる仕事なんすけど、それを堂々とできる職場にしたいなあって言うん、やっぱ、僕らぐらいの年齢の人間って結構、思っとうと思うんですよ。

それは、だからB(地名)、C(地名)とかでもそうやと思うんですよ。一部の人間がむちゃくちゃやっとうだけで、なかにはほんまに(こんなふう)に思っとう人がたくさんおるんで、(だから)それが悔しいんですけど。だから、若い子は、危機感もってやっとう人は、ほんまにいっぱいおって、何とかなる、ならへん別にしてもね。

笹倉： いまの、それが悔しいんですけどっていうのは、真っ当にちゃんとやってる奴もいっぱいおるんやで、でもそうじゃない奴も(いる)っていう……。どの部分で悔しい？

A： いっぱいありますよ、そこばかりみられて、ああテレビで(批判的に)やられたら……。

笹倉： そうか、そういうことか。

A： ほんま、それはそれで悔しいし、ほんま、全員いっせいに気持ちを変えたらええんやろうけど、それは絶対、無理なんで。若い子らでもわからへん子らもおるから、それはそれで悔しいしねえ。

現在、彼はゴミ収集の仕事に携わっており、「消防車乗っとう人も、パッカー車乗っとう人も、同じ」ように市民生活に貢献しているし、「胸張ってできる仕事」をしていると考えている。ところが実際には、「パッカー車乗っとう人」は、「鼻(を)つままれたり」というような侮辱的な扱いを受けることがある。また彼は、職場の実態が、「テレビで(批判的に)やられた」ことにたいして、「真っ当にちゃんとやってる奴」が大多数であるのに、一部の「そうじゃない奴」だけが取りあげられたことが「悔しいんですけど」と言う。さらに彼は、いまなお「そうじゃない奴」が職場にいて、「全員いっせいに気持ちを変えたらええんやろうけど、それは絶対、無

理」だということも「悔しいねえ」と語っている。

【真ん中でしょうかと思っただけかなあ】

Aさんにとって「悔しさ」を自らの問題として引き受けるということは、労働組合の運動へ参加するということでもあった。現在、彼は労働組合の環境支部D分会の分会長を務めている。彼は分会長になる前にも執行部の役員をしていた時期があった。しかし、彼はその当時のことを、「分会って、五役みたいなんがあって、会計とかなんやかんやあるやないですか。そんなの、僕、何かやっと思ったんすよ。何やっと思ったんかな？ 名前だけでええから(執行部に)入れとってみたいな(ことを頼まれて)、(何か)やっと思ったんすけど」と語っている。分会長になる以前の彼の組合への関わり方は、執行部の役員をしていた時期があるにもかかわらず、「(分会長に)なるまでは、こんな(＝組合活動)全然、関係なかった」という彼の言葉そのものであったようだ。

しかしながら、そのような彼が分会長を引き受けることになったのは、「何かちょっと問題」があって執行部の役員が全員いっせいに辞めることになったときであった。

笹倉： (役員が)いっせいに辞める(という)ことですか？

A： そうそう、何かちょっと問題がありまして。いっせいに辞めるとなったときにね、分会長おれへんなあ、どないしょうってなって。何か知らんけど僕(が)なってもて(＝なってしまうて)、たぶん、ほんま……。 (分会長になるなんて)全然考えてなかったんで……。

笹倉： (Aさんは分会長になった理由を)何でか知らんけど(って言うけれど)、「なんでやねん」って(僕の方からAさんに)聞きたい……。

A： いやいや、何かあるでしょ、こう言って「おまえせいやあ」みたいな。

笹倉： ないよう。そんなんならへんやん(＝そんな適当なことで分会長に選ばれることはないでしょう)。

A： うそお。おかしいな。

笹倉： おかしいなって(Aさんは言うけれど)、誰でもええわけじゃないでしょ？

井上： それはやっぱり、「こいつにまかしたらあかん」って奴には絶対(分会長というような役職は)まかさへんでしょ？

A： (分会長の候補に挙げられる人は)何人かおったんやけど、あいつがするんやったら、言うたら、五役集まらへんでとか、って言うのがあるんすよ、いろいろ。

笹倉： 若干、(人が)ちょっと集まらへんでって言うことでしょ？

A： 「集まらへん。俺やっても、誰も集まらへんわ」(というような人がいたり)とか。たまたま僕が友だち(が)ようけおるんで、「やっつたれやあ、やっつたれやあ」言うのを……、「それなら(分会長を)しようかあ」みた

いなくて、それだけやねんけど、こんな忙しいなるとはほんま思ってたんで。

笹倉： 周りからの、後押しというか……。

A： も、ありましたし、言うたら、結構、分会五役ってやったら、何するにしても自分らでせなあかん、あかんわけで。

笹倉： (そう)ですね。

A： (そう)ですよ。それはそれで面白いかなあっと思って、ちょっとやろうかなあ。

笹倉： 肝心なところが(まだ聞けていないけど)……。

A： ほんまに肝心なところ(なんて)ないっすよ、別に。

笹倉： でも、しんどいでしょ？ めんどくさいし。

A： う～ん、そうかなあ。結構ね、どっちかやと思うんすよ。自分の仕事だけやって、あとは寝とつてもええような職場なんで。

笹倉： そうしようと思ったら出来るんですよ？

A： そうしようと思ったら出来んねんけど、なんでやろうね？ 別に、ちょっと、真ん中でしょうかと思っただけかなあ。

笹倉： 真ん中？

A： 真ん中、言うか、自分らでいろいろ出来るから、(分会長)なるかっていう人間も、やっぱ僕らと同世代で、あいつを分会(に)出すんやったら、俺(が分会長を)してみんなで楽しいしたほうがええんかなあみたいな。

執行部の役員が「何かちょっと問題」で総辞職するという状況が、Aさんを分会長にさせた。彼は分会長になってしまったのであり、初めから分会長を積極的に引き受けようとしていたわけではない。ただ彼は、「自分の仕事だけやって、あとは寝とつてもええような職場」に甘んじたくなかったし、職場を「みんなで楽しいしたほうがええんかなあみたいな」気持ちをもっていた。そして、「何するにしても自分らでせなあかん」という状況を「面白いかなあっと」思えたことが、「ちょっと、真ん中でしょうか」ということになったのである。加えてその背景には、「やったれやあ、やったれやあ」という周りからの後押しもあった。

彼は別のところで、分会長を引き受けたのは「ノリで」あり、その役割は、「言うたらD分会の学級委員みたいな感じ」であり、分会活動は、「僕らの仲間とさしてもろとるから、半分遊んど言うたらあれやけど」、「クラブ活動とかあんなの」感じであると語っている。これらの言葉だけで判断すると、彼の組合活動は労働運動と呼べるのかという疑問を抱く人もいるかもしれない。

【ほんまに分会長やってよかったなあ】

Aさんは環境局という自分の職場をめぐる状況をどのように理解しているのだろうか。

A : ほんまに分会長やってよかったなあって思うけど、このままやったら、昔のまんまやったら、ほんまに(批判的なこと)言われてもしょうがないような職場やったと思うんすよ。でもいま、だいぶ変わってきよんなあとは思わんすけど。やっぱりなあ、さっきも言ったやん、世間の目いうんは、もういままでやったら、ほんま昼までに帰ってきたりとか言う人ら(が)何ぼでもおって、んなら、あいつら昼までで(職場を)出て、あんな金もろて言うんは、ほんまあった職場やからね、いままでは。

ただそれが、いま、ちゃうねんでって言っても、なかなかわかってくれへんし、「役所も、このままのうのうとしとったらつぶされんねんで」って言うても、「つぶれるわけないやん」とか「ええなあ」言うて、「黙っとっても金入ってくるのええなあ」言うて。

そんな、ねえ、職場(を)どないしたら、やっぱりねえ、認められないじゃないですか、やっぱり。一生懸命やっとうとこはやっとうねんで。それがね、だから僕らいま、ほんま、いままではゴミ取るだけで、付加価値(は)何にもなかったから。いまはすごい学校行ったりとかね、いろいろしよんすよ。それも全然みんなには伝わらへんし、悔しいところはいっぱいあるんすけど。財政難や財政難や言われたら、もうしょうがないんで。何でこんな話してるん？

(中略)

A : いまはねえ、極端に言うたら、手当てがついとうでしょ、それを全部なくされるとするでしょ、僕ら生活がほんまできひんわけですよ。

井上 : 手当ての分(も含めて)生活費がまかなえる) っていう感じなんですね。

A : まあまあ、例をあげたらね。そんなんでもそうやけど、みんなね、ほんまにこの仕事していかなあかんねんやろっていう意識が、あるんかないんか、(環境局での仕事)なくなってもええわあっと思っとんかあ。僕ら逆になくなったら困るから、やっぱりできる限りやろかと思うやないですか？ そのへんがね難しいところで。

(中略)

A : ほんま環境局は(民営化されそうで)あぶないんすよ。

井上 : 民営化っていう手(が)ありますよね。確かにねえ。(中略)委託っていう形で？

A : そうでしょ。

井上 : 民営化になったときでも簡単に(職員の)首は切れないですか？

結局、配置変えみたいところで？

A : 受け皿がね、あったらええし。さっきも言うtotたように、環境局って言うんは、なんやかんやと手当てを取totるわけですよ。で、よそに行totたときに、だから極端に言totたら、給料が半分になって、でもすがりtotつて、飼い殺totじゃないですか？ そういう道を選totぶんか、守れる

ところは守って、別に堂々とできる仕事やと思うんでね。

Aさんは、以前の環境局は、世間から「(批判的に)言われてもしょうがないような職場やった」ととらえている。なぜなら、「昼までに帰ってきたりとか言う人ら(が)何ぼでも」いたからである。そんな彼が、「悔しいところはいっぱいある」と感じているのは、現在の環境局は、これまでとは違うし、たとえば学校へ出前授業に行くなど、「一生懸命やっとうとこはやっとう」にもかかわらず、なかなか世間の人たちに認められないからである。また、ゴミ収集の仕事が民営化されるかもしれないという危機感を強く抱きながらも、「財政難や財政難や言われたら、もうしょうがない」という気もちと同時に、「守れるところは守って」いきたいと考えているのである。

2. 生活史からみえてくること

認められたいじゃないですか、やっぱり。一生懸命やっとうとこはやっとうねんど。それがね、だから僕らいま、ほんま、いままではゴミ取るだけで、付加価値(は)何にもなかったから。いまはすごい学校行ったりとかね、いろいろしよんすよ。それも全然みんなには伝わらへんし、悔しいところはいっぱいあるんすけど。財政難や財政難や言われたら、もうしょうがないんで。何でこんな話してるん？

「何でこんな話してるん？」。Aさんがふと漏らしたこの言葉から、“穏やかな緊張感”をともなった聞き取り調査であったことがわかる。Aさんの語りは、筆者らとの対話を契機とした自問自答として展開されていたのではなかったか。

仕事への誇り、誇りある仕事として世間からも認められたいという願い、そのための惜しみない努力、しかし仲間にもそのことが伝わらない悔しさ、押し寄せてくる規制緩和の波、そしてそれへの抗い。それらはまさにAさんの生活史³⁾そのものであると言える。

進路保障をめぐる議論は、一人の人間が他者(ひと・もの・こと)との関係のなかで、どのような生き方をしているのかという問いから出発する必要がある。高学歴を獲得したからと言って進路が保障されたわけではなく、高学歴を獲得してどのような生き方をするのかが問われなければならない。同様に、低学歴で終わったからと言って進路が保障されなかったわけではなく、低学歴であってもどのような生き方をするのかを問われなければならない。このようにみえてくると、進路保障をめぐる議論では、生活史を用いた研究が有効であると言える⁴⁾。

高校を中途退学し、現在、環境局に勤務するAさんにとって、ゴミ収集の仕事は、たとえ世間から侮辱的な扱いを受けることがあっても誇り得る仕事である。彼には子どものために世間の目を気にして転職したいというような思いはまったくない。むしろ、子どもが誇りをもって父親の仕事を語れるように、世間からも認めら

れるようにしていきたいと考えている。世間を批判し、世間の側が変わることを求めているだけではなく、自らの仕事に付加価値をつけ、組合活動をとおして職場の実態を改善し、自らが変わっていかうとしている。彼にとっての「自ら」というのは、世間から批判されても仕方がないような職場の仲間も含まれている。さらに言えば、彼は世間も含めて共に変わることが企図しているのかもしれない。

Aさんの生き方は、「労働者として生きる学力と思想」[尼崎工業高校職業指導部, 1973: 69]に裏打ちされたものである。「職場にあって定着し仕事に喜びを見出し人権を守り自らの生活を守る」[中川, 1973: 33] Aさんは、環境局で働く人たちの「圧迫された社会的立場を高める」[不明, 1973: 11] ことを願って行動している。そしてAさんは、職場の『なかもづくり』を実現し、「自らの力で自らの生活・進路を切り開いて」[寺澤, 1983: 8] いかうとしているのである。

上記の引用は、すべて『部落解放』第41号(1973年5月)と『部落解放』第203号(1983年10月)からのものである。すなわちAさんの生き方は、70年代、80年代前半の進路保障で目指されていたものであるということだ。ただ進路保障の議論では、このような進路が保障されるためには「高等教育(大学)保障のための」学力保障が不可欠であった。「高等教育(大学)保障」が実現されることが、このような生き方につながると考えられてきたのである。

しかしながら、Aさんは高等学校にのべ3年間に在籍したものの中途退学している。彼は中卒という学歴で社会に出たのであった。

おわりに

進路保障の議論を振り返ることをとおして、問題点を2つ指摘した。第1点は、進路保障と学力保障の乖離により、「資本の論理と部落解放運動の思想」[不明, 1997: 11]をめぐる矛盾が学力保障という場に影響を与えなくなり、その結果、高学歴を獲得した者が、その後の人生をいかに生きるかが問われなくなってしまったことである。第2点は、高い「社会的・経済的地位」のポストの数が限られているため、そのポストに就く人の割合が、部落と部落外で共に上昇することは原理的にあり得ないということである。

このような問題を克服するための手がかりとして、Aさんの生活史を取りあげて検討した。そこで明らかになったのは、進路保障をめぐる従来のとらえ方ではAさんの生き方が位置づかないということである。Aさんの生き方は例外として扱われることがあるかもしれない。しかしながら、本稿で指摘したように進路保障をめぐる議論に問題点が見出される以上、Aさんの生き方を例外とするのではなく、進路保障の議論そのものを問い直す必要があると考える。

では進路保障の議論そのものを問い直そうとしたとき、どのような議論を問い直せばよいのであろうか。部落解放運動は、時代や地域と切り離すことはできないのだから、進路保障もまた時代や地域によってさまざまな姿があるに違いない。たとえば、兵庫の地で部落解放教育をその草創期から担ってきた福地は、就職差別をめ

ぐって次のように発言している。

大阪はとりあえず公務員試験の直前に特訓をやって向こうさんの設定する学力水準にひきあげるということをきいてきた兵庫の先生が疑問をもった。

兵庫でやってきたのは企業の差別認識をかえ、生きた部落の人間をどうみるか、評価するかという価値争奪の過程を糾弾としてきた。逆立ちした彼らの評価を反転させるということをしぐらせている。(中略) 価値観の争奪をきっちりやりながら、相手の試験制度内実、評価を相対化する必要がある。[向井・福地・下橋ほか、1973：84]

上記は、進路保障をめぐる議論としては極めてラディカルなものである。それゆえ、進路保障の議論そのものを問い直すのであれば、福地のそれを看過してはならない。福地の議論も含めた多種多様な議論の検討が求められるのであろう。

ところでAさんは、小学校時代の恩師であるE先生を振り返り、次のようにも語っている。

笹倉： (E先生が) 部落とか在日のこととかにはあつく(語る)……(そのことは)あつくるしくないんですか？ そういうの、なんかいっぱい言われて、「ええ加減にせい」みたいな感じにはならなかったんですか？

A： やっぱ、結局、「だからどうしたらええんや」ってのはずっと思ってたけどね。

笹倉： 自分の生き方として？

A： はい。それ(=部落とか在日のこと)を教えてもらって、「だから、それでどうしたらええんやろなあ」ってのは思ってたけど。「どうしたらええの？」(にたいする)こたえはないやないですか。結局、まあ(自分が部落出身であるということは)消せる問題でもないし。だから「それを背負って」って言ったら大げさやけど、理解して、それをどうこうでけんから、「だからどないせえ言うねん」(ていう)感じでは思ってたけどね。

笹倉： それは、そのときもそうやし、その後もずっと？

A： それは永遠。その議論はあるわけやないですか？ 子どもながらに。作文書いたりとか。でも答えはないわけやないですか、結局は。それは、「ずっとこれするんかなあ」とかは思ってたけどね。E先生にしても答えはないやろうし、ゴールはないやろうし。

本稿では、Aさんが「労働者として生きる学力と思想」を身につけたとか、「職場にあって定着し仕事に喜びを見出し人権を守り自らの生活を守る」ことができたという点において進路が保障されたと判断し、議論をすすめてきた。しかし同時に、進路が保障されるということが、何かを身につけるとか、何かが実行できたという

ことで完結させてしまえるのか、という問いを拭い去ることはできなかった。おそらくそれは、「進路保障を、「進路が保障されるとはいかなることか」という問いとして問いたかったからであろう。

Aさんは、尊敬する「E先生にしても答えはない」と知りつつも、小学生の頃から現在に至るまで、「だから、それでどうしたらええんやろなあ」と問い続けている。そして今から振り返ってみると、筆者らはこのような姿勢で生きているAさんの語りによって導かれて、「部落解放教育における今日的課題としての進路保障」について考察を深めていったと言える。

[注]

- 1) 代表的な著書に『効果のある学校——学力不平等を乗り越える教育』(解放出版社, 2003)、『見えざる階層的不平等』(解放出版社, 2003)、『高校生のこころとジェンダー』(解放出版社, 2003)がある。また、鍋島の論考は、荻谷剛彦が批判的に取りあげている。詳しくは「教育における不平等と〈差別〉——不平等問題のダブルスタンダードと『能力主義的差別』——」(解放教育研究所編『解放教育のアイデンティティ』, 1997年)を参照されたい。
- 2) 鍋島は、「被差別部落、及び、部落民という集団を実態的に定義することは極めて難しい」としたうえで、「ひとまず部落民を、「同和対策事業対象地域住民」として把握された人々というかたちで、操作的に」扱っている〔鍋島, 1997: 50〕。
- 3) 谷は、「ライフヒストリー」を、「個人の一生の記録、あるいは個人の生活の過去から現在にいたる記録」と述べている〔谷, 2008: 4〕。
- 4) 池田は、「同和教育の方法はスマートになってしまったが、いまこそ私は、部落の子どもたちの個人史をつまびらかにしなければならない」〔池田, 2000: i-ii〕として、「生活史的方法」などを用いたミクロな研究〔池田, 2000: 202〕の必要性を示唆している。

[文献]

- 尼崎工業高校職業指導部, 1973, 「近畿統一用紙のとりくみと問題点」部落解放研究所編『部落解放』41: 60-73.
- 部落解放・人権研究所, 2001, 『部落問題・人権事典』解放出版社.
- 不明, 1973, 「特集にあたって」部落解放研究所編『部落解放』41: 10-11.
- 池田寛, 2000, 『学力と自己概念——人権教育・解放教育の新たなパラダイム』解放出版社.
- 伊藤茂樹, 2007, 「不登校の社会的な原因論 解説」伊藤茂樹編『リーディングス日本の教育と社会第8巻 いじめ・不登校』日本図書センター 99-102.
- 小西清則, 1998, 「求められる大胆な教育改革——進路保障のとりくみの現状と課題」村越末男編『部落解放』436, 解放出版社 8-17.
- 文部省, 1958, 『中学校学習指導要領 昭和33年(1958)改訂版』明治図書出版株式会社.
- , 1961, 『中学校・進路指導の手びき—学級担任編—』日本職業指導協会.
- 向井正・福地幸造・下橋邦彦ほか, 1973, 「就職差別反対と進路保障運動をめざして」部落解放研究所編『部落解放』41: 74-85.
- 鍋島祥郎, 1993, 「部落の子どもの教育達成水準の動向が物語るもの」部落解放研究所編『これ

- からの解放教育——学力保障とカリキュラム創造』解放出版社 3-56.
- , 1997, 「あたりまえとしての学力保障」解放教育研究所編『シリーズ解放教育の争点第1巻 解放教育のアイデンティティ』明治図書出版株式会社 46-70.
- 中川福督, 1973, 「内定前後の企業の対応の実態——そのとりくみと運動の方向」部落解放研究所編『部落解放』41: 23-40.
- 谷富夫, 2008, 「ライフヒストリーで社会を読み解く」谷富夫編『新版ライフヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社 4-38.
- 寺澤亮一, 1983, 「『進路保障』をどうとらえるか」村越末男編『部落解放』203, 解放出版社 6-14.
- , 1988, 「進路保障——これからの課題」村越末男編『部落解放』278, 解放出版社 8-20.
- 「全同教三十年史」編集委員会, 1983, 『全同教三十年史 巻一』全国同和教育研究協議会.
- (いのうえ・ひさみ 関西福祉大学)
- (ささくら・ちかひろ 就実短期大学)